

こどもの権利保障・促進事業支援等業務委託について、公募型プロポーザル（その2）を次のとおり実施する。

令和8年5月18日

盛岡市長 内 舘 茂

1 業務の概要

(1) 名称

こどもの権利保障・促進事業支援等業務委託

(2) 目的

いじめやいじめ以外の学校に関係するこどもの多様な悩みや課題に対応するため、こどもの意見表明の機会確保や、こどもの参画を得ながら関係機関とのネットワーク形成を図るなど、「こどもをまんなか」にした相談支援の体制強化を図るとともに、こどもの権利侵害の予防や、権利侵害からの救済するための仕組みの構築を目的とする。

(3) 発注者

盛岡市

(4) 契約期間

契約締結日（令和8年6月中旬を予定）から令和9年3月31日まで

(5) 委託内容

こどもの権利保障・促進事業支援等業務委託仕様書のとおり。

(6) 提案上限額

2,538,800円（うち消費税額及び地方消費税額 230,800円）

2 提案者の資格要件

プロポーザルに参加する者は、委託業務を的確に遂行するに足りる能力を有し、かつ、次に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 日本国内に本社又は営業所を有する者であり、かつ、運営にあたり不測の事態等が発生した際に柔軟に対応できる体制を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 市に納付すべき直近の市民税（法人・団体にあつては法人住民税、個人にあつては個人住民税）及び固定資産税に滞納がないこと。

- (5) 応募に係る書類の提出期限の日までに、市からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けている者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 適切な事業運営が確保できると認められる者であること。
- (8) こども施策（こども基本法（令和4年法律第77号）第2条第2項に規定するこども施策をいう。以下同じ。）に関する活動を行っている者又はこども施策に関して意欲的な者であること。
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的としている者でないこと。

3 選定スケジュール

項番	手続き	日程
1	公告	令和8年5月18日（月）
2	公募	公告の日から令和8年6月3日（水）午後5時まで
3	質問受付	公告の日から令和8年5月27日（水）正午まで
4	質問回答	令和8年5月29日（金）
5	応募書類提出期限	令和8年6月3日（水）午後5時まで
6	提案書提出期限	令和8年6月8日（月）正午まで
7	プレゼンテーション審査	令和8年6月10日（水）
8	審査結果の通知	令和8年6月中旬（予定）
9	協議及び見積徴収	令和8年6月中旬（予定）
10	契約締結	令和8年6月中旬（予定）

4 質疑応答

質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出書類（提出部数：1部）
質問書（様式第1号）
- (2) 提出期限
令和8年5月27日（水）正午まで（必着）
- (3) 提出先
盛岡市子ども未来部子ども青少年課企画係
住所 盛岡市神明町3番29号 盛岡市保健所庁舎4階
E-mail kodomo@city.morioka.iwate.jp
- (4) 提出方法
持参、郵送またはE-mail
- (5) 本市回答期限

令和8年5月29日（金）に市ホームページに掲載

(6) 留意事項

企画提案書の具体的な記載内容及び評価基準に関する質問については受け付けない。
また、質問を行った者の名称は公表しない。

5 応募方法

(1) 受付期間（参加申込書）

令和8年5月18日（火）から6月3日（水）まで
（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

(2) 提出方法

持参による。

(3) 提出場所

子ども未来部子ども青少年課企画係（盛岡市神明町3番29号 盛岡市保健所庁舎4階）

(4) 提出書類

応募書類及び提案書について、「3 選定スケジュール」に定める期限内に提出すること。

【応募書類提出】（提出部数：1部）（提出期限 6月3日（水）午後5時まで）

ア 申込書（様式第2-1号）

※グループで応募する場合は、グループ申請構成書（様式第2-2号）のほか、グループの代表者、代表権限、意思決定の手続き等グループの組織に関する取決めを記載した書類（グループでの申請の場合のみ。任意様式。）を提出してください。

イ 事業者概要（様式第3号）

ウ 実績書（様式第4号）

エ 市民税及び固定資産税の滞納の有無、盛岡市暴力団排除条例に基づく関係機関への照会に関する同意書（様式第5-1号）

※盛岡市に市民税及び固定資産税の納付義務がない場合は、申出書（様式第5-2号）を提出してください。

オ 役員名簿（様式第6号）

カ 団体の履歴事項全部証明書

キ 定款

} 任意団体の場合は、役員一覧及び規則等

【提案書提出】（提出部数：5部）（提出期限 6月8日（月）正午まで）

ク 企画提案書（任意様式）

(5) 書類の配付

盛岡市子ども未来部子ども青少年課において配置するほか、盛岡市のホームページに掲載する。

6 企画提案書の作成

企画提案書の作成にあたっては、以下の項目順に作成してください。

(1) 事業計画

下記アからエまでについて、具体的な実施内容を記載してください。

ア ファシリテーターの設置について、こども施策に関する知識や経験をどの程度有するか、過去の実績等を踏まえながら具体的に記載してください。

イ 出張版こども会議について、開催回数、時期を記載してください。

ウ プラットフォーム構築に向けた交流会等について、こどもの参加回数、時期を記載してください。

エ 講演会におけるこどもの意見等の報告について、想定している報告者を記載してください。

(2) 実施体制

従事する職員の実績やスキルのほか、再委託や外部専門家等の活用がある場合（想定を含む。）は、再委託の内容、外部専門家等の候補及び活用回数を記載してください。

なお、業務の専門性などを確保するため、発注者が提案する外部専門家等又は受注者が必要と考える専門家の活用を積極的に検討すること。

(3) 予算書

下記ア及びイに掲げる経費科目ごとに金額を積算してください。また、金額の積算根拠及び事業区分を併せて明示してください。

ア 委託経費

市は、予算の範囲内において、人件費、諸謝金、旅費、借損料、需用費、会議費、通信運搬費、役務費、使用料・手数料、委託料、消費税相当額、一般管理費のほか、事業を実施するために市長が認める経費を委託費として支出する。

イ 委託経費の積算について

積算にあたり、次の基準を参考にすること。

なお、市外からの外部専門家等を招へいする場合は、旅費の支給について留意すること。

(ア) こども会議に継続的に出席したこどもに対する謝礼を1回・1人当たり500円程度、20人分を目安とすること。

(イ) 専門家の謝金は、1回・1人当たり20,000円程度を目安とすること。

(ウ) 助言者の謝金は、1回・1人当たり10,000円程度を目安とすること。

(エ) 一般管理費については5%程度以内で経費に算入することを可とするもの。

7 審査方法

原則として、プレゼンテーション審査により委託候補者を選考する。なお、応募者が1者だった場合は、書類審査に代える場合がある。また、応募者が3者を超える場合は提出された書類による審査を行い、プレゼンテーション審査を実施する3者を選考する。

※詳細は「こどもの権利保障・促進事業支援等業務委託提案審査基準」のとおり。

8 審査結果の通知

応募者全員に文書で通知するほか、盛岡市のホームページに掲載（事業者名の掲載は委託候補となった事業者名のみ）する。

9 契約に関する事項

(1) 契約締結の手続

契約は、随意契約とし、委託候補者から見積書を徴取して契約書を作成する。

(2) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、盛岡市財務規則（昭和46年規則第33号）第125条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

10 留意事項

(1) この応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 次のアからカまでのいずれかに該当する応募書類は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者から提出されたもの

イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたもの

ウ 業務委託の契約額の上限額を超えるもの

エ 民法（明治29年法律第89号）第90条、第93条、第94条又は第95条の規定に該当する内容となっているもの

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの

カ 提出期限を過ぎて提出されたもの

(3) 提出された書類は、返却しない。

(4) 提出期限後の提出書類の差替え及び再提出はできない。

(5) 企画提案書提出後にプロポーザルへの参加を取り下げる場合は、取下書（任意様式）を提出すること。

11 問合せ先

盛岡市子ども未来部子ども青少年課企画係 担当 佐々木（ささき）

〒020-0884 盛岡市神明町3番29号 盛岡市保健所庁舎4階

電話：019-613-8356（直通） E-mail：kodomo@city.morioka.iwate.jp